

大阪府未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業

利用料金一部貸付制度 募集要項

この事業は、大阪府内（大阪市・堺市を除く。以下「対象区域」という）の保育所等にて従事する保育士資格を持つ方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的として未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料の一部を貸付けます。保育士又は保育教諭として児童の保護等に2年間継続して従事すれば、返還免除となります。

※「預かり支援事業」とはファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業など

1. 貸付対象者

貸付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす大阪市及び堺市を除く大阪府内（以下「区域」という。）に所在する次のア～ケに掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に雇用されている保育士とする。

- ア 保育所
- イ 幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設
- ウ 認定こども園
- エ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業
- オ 病児保育事業
- カ 一時預かり事業
- キ 離島その他の地域における特例保育を実施する施設
- ク 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている事業
- ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

※貸付対象施設については、従事先および当該市町村に確認させていただく場合があります。

- (2) 未就学児を持つ保育士であって、保育所等を利用している者。
- (3) 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者。

2. 貸付限度額

預かり支援事業の利用料金の半額（年額123,000円を上限とする）

なお、貸付期間経過後に、「預かり支援事業利用料金一部貸付精算報告書」をご提出いただきます。当初申請頂いた利用料金の計画において、勤務時間の延長等でさらに貸付をご利用いただける場合は、追加貸付を申請頂くことができます。ただし、当初の計画より実際の保育料の支払いが少なかった場合については、一部返還していただく場合があります。

3. 貸付回数 1人につき1回

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請に必要な書類

- ① 大阪府未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付申請書（様式第1号）
- ② 保育士証（写）
- ③ 利用者負担額（保育料）決定通知書の写し
- ④ 勤務証明書（様式第2号）
- ⑤ 申請者の住民票（世帯全員記載で申請日より3か月以内に発行、マイナンバーの記載がないもの）
- ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの（住民税課税証明書）
- ⑦ 保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
- ⑧ 子どもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類

6. 申請に関する留意点

- ① 貸付申請書には、申請者、連帯保証人それぞれにご理解いただき、自筆での署名・捺印が必要です。

この預かり支援事業利用料金一部貸付は、対象区域に所在する保育所等において児童の保護等に2年間引き続き従事しなければ返還義務が生じることを、申請者及び連帯保証人ともご理解いただいた上、申請してください。

- ② 連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人になられる方は、「生活福祉資金など大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）が実施している貸付金の連帯保証人になられていないこと」及び「すでに府社協が実施している貸付金を受けている場合は、その返済を滞納していないこと」が条件となります。

◎ 次のアからウの要件を全て満たす方を連帯保証人としてください。

ア 独立した生計を営んでいること。

イ 申請日において年齢が65歳未満であること。

ウ 安定した収入（住民税が課税される程度）があること。

- ③ 返還免除となる場合は以下の通りです。

(1) 借受人が対象区域に所在する保育所等において児童の保護等（以下「返還免除対象業務」という。）に2年間引き続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなします（ただし、従事期間には算入しません）。また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、対象区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとします。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- ④ 貸付金を返還していただく場合の主な条件は次の通りです。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 退職したとき。

(3) 借受人が対象区域内に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき。（ただし従事先の法人における人事異動の場合は除く）

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

7. 申請に関する問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府保育士貸付担当

〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6776-2943(平日9:00~17:00受付) Fax.06-6761-5413

(ホームページ) <http://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter>

申請書など様式の資料請求はコチラ

